

衆議院 第四百十三回国会 商工委員会 議 録 第三号

平成十年九月四日(金曜日)

午後零時三十二分開議

出席委員

委員長 古賀 正浩君

理事 伊藤 達也君

理事 小野 晋也君

理事 大島 章宏君

理事 太田 昭宏君

理事 荒井 広幸君

理事 岡部 英男君

理事 木村 隆秀君

理事 佐藤 勉君

理事 滝 実君

理事 中島洋次郎君

理事 牧野 隆守君

理事 茂木 敏充君

理事 川内 博史君

理事 城島 正光君

理事 渡辺 周君

理事 宮地 正介君

理事 小池百合子君

理事 吉井 英勝君

理事 河村たかし君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

通商産業大臣官

房審議官

通商産業省産業

政策局長

委員外の出席者

商工委員会専門

委員の異動

九月四日

補欠選任

竹本 直一君

野田 実君

山口 泰明君

島津 尚純君

荒井 広幸君

佐藤 勉君

城島 正光君

同日

補欠選任

荒井 広幸君

佐藤 勉君

滝 実君

城島 正光君

同日

補欠選任

荒井 広幸君

佐藤 勉君

滝 実君

城島 正光君

同日

補欠選任

荒井 広幸君

佐藤 勉君

滝 実君

城島 正光君

同日

補欠選任

荒井 広幸君

佐藤 勉君

滝 実君

城島 正光君

同日

補欠選任

荒井 広幸君

佐藤 勉君

滝 実君

城島 正光君

本日の会議に付した案件
不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会開法第一〇五号)

○古賀委員長 これより会議を開きます。

第四百四十二回国会、内閣提出、不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。与謝野通商産業大臣。

不正競争防止法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○与謝野通商産業大臣 不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

国際商取引における外国公務員等に対する不正の利益の供与の防止に関する国際的な認識の高まりにより、平成九年十一月に国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約が採択されたところであります。この条約は、国際商

取引における企業の公正な競争を確保することに
より国際経済の健全な発展を促進するものであり、我が国経済の発展にとっても有益なものと考
えられることから、我が国といたしまして、平
成九年十二月に署名を済ませております。

この条約については、前国会において御承認を
いただいたところでありますが、我が国としては、
この条約の確実な実施を確保するために、営業上
の不正の利益を獲得するための外国公務員等に対
する利益の供与等を禁止することが必要でありま
す。

このような要請に対応するため、今般、本法律
案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、条約の確実な実施を確保するため、営
業上の不正の利益を得るための外国公務員等の作
為もしくは不作為または他の外国公務員等に対す
るあつせんを目的とした、外国公務員等に対する
利益の供与またはその申し出もしくは約束を禁止
することとしております。

第二に、不正な競争行為に対する抑止効果を高
めるため、現行一億円である法人に対する罰金の
限度額を、三億円に引き上げることとしておりま
す。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であ
ります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます
ようお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

不正競争防止法の一部を改正する法律案
不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一
部を次のように改正する。

第十條中「以下同じ」を「以下この条において
同じ」に改める。

第十條の次に次の一条を加える。
(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の
禁止)

第十條の二 何人も、外国公務員等に対し、営業
上の不正の利益を得るために、その外国公務員
等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさ
せないこと、又はその地位を利用して他の外国
公務員等とその職務に関する行為をさせ若しく
はさせないようにあつせんをさせることを目的
として、金銭その他の利益を供与し、又はその
申込み若しくは約束をしてはならない。

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲
げる者をいう。

一 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事
する者

二 公共の利益に関する特定の事務を行うため
に外国の特別の法令により設立されたものの
事務に従事する者

三 一又は二以上の外国の政府又は地方公共団
体により、発行済株式のうち議決権のある株
式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の
五十を超える当該株式の数若しくは出資の金
額を直接に所有され、又は役員(取締役、監
査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以
外の者で事業の経営に従事しているものをい
う。)の過半数を任命され若しくは指名され
ている事業者であつて、その事業の遂行に当
たり、外国の政府又は地方公共団体から特に
権益を付与されているものの事務に従事する

者

四 国際機関（政府又は政府間の国際機関によつて構成される国際機関をいう。次号において同じ。）の公務に従事する者

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者

3 前項第一号から第三号まで及び第五号の外国が第一項に規定する利益の供与又はその申込み若しくは約束をする者の主たる事務所（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該利益の供与又はその申込み若しくは約束をする場合にあっては、その法人又は人の主たる事務所）が存する外国である場合には、同項の規定は、適用しない。

第十三条第三号中「又は第十条」を「、第十条又は第十条の二第一項」に改める。

第十四条中「一億円」を「三億円」に改める。

附則

この法律は、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

理由

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の確実な実施を確保するため、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。